

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第16回）

- 1 日時 令和5年8月8日（火） 13時30分～15時00分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者
（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）平野 仁彦、
濱出 征勝、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、東村 玲子、
後藤 正邦、常廣 正範、平内 真澄
（事務局）吉村 裕一、河野 展久、坂東 誠、児玉 晃治、小竹原 涼、
長島 拓也、柘植 卓実
（水産課）倉 有里恵
- 4 課長（水産）挨拶
- 5 議題
 - （1）諮問事項
 - ・次期漁業権免許について
 - ・第8次栽培漁業基本計画の策定について
 - （2）協議事項
 - ・令和5年度4県5海区漁業調整委員会会長会議への要望提出について
 - ・委員会指示の発令について
 - 第30—7号（定置保護区域）の見直し更新
 - 第30—8号（光力規制）の見直し更新
 - 第3—9号（まきえ釣り）の見直し更新
 - （3）その他
- 6 議事録署名委員指名
小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を指名いたします。本日は議事録署名員、後藤委員と櫻木委員にお願いしたいと思います。

7 議 事

小林会長：それでは、諮問事項について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：事務局より、諮問事項1つ目、次期漁業権免許について説明をさせていただきます。

資料1ページを御覧ください。

次期漁業権における免許申請者の適格性についてということで、適格性というのが、免許を受ける際の最小限の資格要件となっており、この資格要件というのが漁業権の種類ごとに異なっていることから、どのような根拠法令に基づいて適格性を審査しているかをこの1ページにまとめて記載しております。

まず、資料内の1番、共同漁業権の適格性について御覧ください。

共同漁業権は団体漁業権に該当しており、この団体漁業権というのは、漁協や漁連に免許をして、そこに所属する組合員に行使をさせる漁業権のことをいいます。団体漁業権の適格性については、漁業法の第72条第2項が根拠法令となっており、資料内のAとBに記載されている文面がその内容になっています。審査する際は、この2つの条件を満たしていることを証する書面を申請者から提出していただき、適格性の有無を審査しております。

次に、2番、定置漁業権の適格性について御覧ください。

「定置漁業権（個別漁業権）」と書いてありますが、この個別漁業権というのが個人や法人に免許をする漁業権、または漁協が自営をする場合の漁業権がこの個別漁業権に該当します。個別漁業権の適格性については、漁業法の第72条第1項が根拠法令となっており、資料内のAからDに記載されている文面がその内容となっております。審査の根拠としましては、申請者及び共同経営している人たちから漁業法の72条第1項に該当しないことを誓約する書類というものを提出していただいておりますので、それを基に適格性の有無を県で審査しております。

次に、3番目、区画漁業権の適格性について説明いたします。

区画漁業権は、大きく分けて団体漁業権と区画漁業権の両方が設定しており、その団体漁業権のうち、従来から漁場を設定してあるか、または今回から新規で漁場を設定しているかによって、適格性の審査に係る根拠法令が異なってきます。

まず、従来から漁場を設定している場合は、共同漁業権と同様に、漁業法の第72条第2項第1号が根拠法令となっております。また、今回から新規で漁場を設定している区画漁業権の場合になりますが、こちらは漁業法の第72条第2項第2号が根拠法令となっております。これらについても申請者から条件を満たしていることを証する書面を提出していただいておりますので、それを基に適格性の審査を行っております。

次に、4番、免許をしない場合についてですが、これは申請者が資料内のAからDの条件に該当する場合、県は申請者に免許をすることができないという内容が漁業法の第71条に書かれています。このうち、Aについては、漁業法第72条の要件を満たしているかどうかが問われており、今ほど説明した1番から3番の適格性を満たさない場合には、このAに該当することから申請者へ免許できないということになっております。

続いて、資料の5番、総会における組合の特別決議について説明させていただきます。

先ほどまで説明したものは、漁業法を基にして申請者の適格性を審査するものでしたが、これは水産業協同組合法、水協法などと呼ばれるものですが、それに基づいて免許申請の際に必要な手続を申請者が踏んでいるかどうかを確認するものになります。

まず、共同漁業権や区画漁業権のように団体漁業権として分類されているものについては、免許の申請を受ける場合には、事前に総会において特別決議を得る必要があると水協法で定められております。この特別決議というのが、総会に正組合員の半数以上が出席し、その出席した正組合員の3分の2以上の決議を得るということが条件になっております。今回の申請では、申請している漁協から総会の議事録を提出していただいているため、その内容をもって特別決議の有無を確認しております。

次に、6番、漁業協同組合の自営資格要件について説明させていただきます。

定置漁業権や一部の区画漁業権のような個別漁業権に分類されている漁業権には、水協法の第17条で要件が定められております。漁協が自営をする場合には、資料のAからDの要件を満たしていることが必要となり、今回の申請では、申請の際に要件を満たすことを証する書類を漁協から提出いただいているため、それを基に審査をしております。

ただいま説明した適格性及びほかの要件について満たしている申請者に対して県が漁業権の免許をするために、県から委員会へ諮問が届いておりますので、その内容について読み上げさせていただきます。

資料2ページ目、御覧ください。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

次期漁業権の免許について（諮問）。

令和5年5月30日付け福井県告示第260号で公示した漁場計画について、別添のとおり免許の申請がありました。

つきましては、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

資料3ページを御覧ください。

3ページには、共同漁業権の免許申請について、公示番号ごとに申請者の情報、適格性の有無について載せております。今回、共同漁業権の申請者については全て漁協からの申請であり、申請者情報には漁協の名称及び所在地を載せております。また、今回の申請については申請者の重複はありませんでした。

また、ここからの説明については、根拠となる法令の条文について記載を省略して載せておりますので、内容については、先ほど説明に用いた資料1ページ目と照らし合わせながら御覧いただければと思います。

それでは、3ページの説明に戻ります。

表の中の「適格性」と書かれた列になりますが、共同漁業権の適格性は漁業法の72条第2項によって審査されるものであり、今回、先ほどの資料1ページで説明した法律の条文A、Bについて、要件を満たしている場合には○と記載しております。また、Bの列については、今回の申請に係る沿岸漁業者の世帯数要件について3分の2以上を満たしているかどうかを参考として数字を載せております。

今回の申請者について、法第72条第2項の要件を満たしていない申請者はいないため、漁業法の71条のAの要件には該当する申請者はありませんでした。また、同条のB、C、Dについては、県で該当しないということを事前に確認しておりますので、今回の申請者のうち漁業法の71条、拒否要件に該当する申請者はありませんでした。

また、今回の共同漁業権の申請については、申請者が全て漁協であったことから、漁業権の免許要件として、水協法の第48条及び50条が適用されます。漁協から申請時に提出いただいた総会の議事録を基に共同漁業権の申請に対する特別決議を得ているかどうかを確認させていただき、資料一番右列に具体的な数字を明記しております。この結果として、全ての漁協において特別決議の要件を満たしておりました。よって、共同漁業権については、申請どおりに県が免許するものとさせていただきたいと思っております。

続いて、4ページを御覧ください。

4ページは、定置漁業権の免許の免許申請者及び適格性に関してまとめた資料となっております。

申請者については、定置漁業権を共同経営する場合には代表者からまとめて申請していただいていることから、こちらには代表者ほか何名という書き方で書かせていただいております。また、今回の免許申請において申請者の重複はありませんでした。

定置漁業権の適格性については、漁業法の第72条第1項によって審査されるものであり、今回は、先ほどの資料1ページで御説明した法律の条文Aから

Dについて要件を満たしている場合には○を記載しております。

今回の申請者について、漁業法第72条第1項の要件を満たしていない申請者はいないと判断され、漁業法の71条のAの条文について該当する申請者はありませんでした。また、同条のBからDについては、県で該当していないということを事前に確認しておりますので、今回の申請者については漁業法第71条に該当する申請者はありません。

したがって、定置漁業権の免許については、申請どおりに免許するものとさせていただきますと思います。

続いて、資料の5ページから6ページを御覧ください。

5ページから6ページについては、区画漁業権のうち団体漁業権の免許申請者及び適格性に関する資料となっております。

申請者については、今回、全て漁協からの申請でありまして、申請者の情報には漁協の名称及び所在地を載せております。また、今回、申請者の重複はありませんでした。

まず、適格性の列のうち①既存漁協と書かれたものになりますが、こちらの適格性は漁業法の第72条第2項第1号によって審査されるものでありまして、先ほどの資料で説明させていただいた法律の条文A、Bについて要件を満たしている場合には○を記載しております。また、Bの列については、今回の申請に係る沿岸漁業者の世帯数要件について3分の2以上を満たしているかどうか、具体的な数字を明記しております。

次に、同じ適格性の列、②新規漁業の説明となります。

こちらは資料の6ページを御覧ください。

今回、漁場計画で新規漁場として設定した漁業権は、資料一番左の列、整理番号でいうと55番、区画第80号及び整理番号69番、区画第107号となっております。申請者はどちらも小浜市漁協であり、ほかの申請者が重複するということはありませんでした。

新規漁業の適格性については、漁業法の72条第2項第2号によって審査されるものであり、先ほどの資料1ページで説明した法律のA、Bについて満たしている場合には○で記載しております。

今回の申請者について、漁業法の第72条第2項の要件を満たさない申請者はいないことから、漁業法の第71条のAについては、該当する申請者はありませんでした。また、同条のBからDについては、県のほうで申請書類から該当しないということを事前に確認しておりますので、今回、漁業法の71条に該当する申請者はありませんでした。

また、今回の区画漁業権については、免許申請者が全て漁協であったことから、漁業権免許の要件としまして、水協法の第48条及び50条が適用されま

す。漁協から申請時に頂いている総会の議事録を基に区画漁業権の免許申請について特別決議を得ているかを確認したところ、資料一番右列に記載しておりますが、全ての漁協において特別決議の要件を満たしておりました。

よって、区画漁業権のうち団体漁業権については、この表内の申請どおりに免許するものとさせていただきたいと思っております。

続いて、7ページを御覧ください。

7ページは、区画漁業権のうち個別漁業権の免許申請の内容となっております。

まず、資料の構成について説明いたします。

資料内の整理番号の1番から7番については個人及び法人から免許申請があった漁業権、整理番号8番から9番については漁協から免許申請があった漁業権となっております。また、今回の漁業権の申請では重複はありませんでした。

今回、免許申請があった個別漁業権の適格性について、漁業法の第72条第1項で審査されるものであり、先ほどの資料1ページで説明した法律の条文について要件を満たしている場合には、表の中に○をつけております。

今回の申請者について、法の第72条第1項の要件を満たしていない申請者はいなかったことから、漁業法の第71条についても該当しません。また、71条のBからDについては、申請書類を基に県のほうで該当しないことを確認しておりますので、今回の申請者には71条に該当する申請者はありませんでした。

なお、整理番号8番から9番の申請者が漁協で、漁協が自営する漁業権につきましても、免許申請の免許の要件としまして水協法の第17条が適用されることになっております。第17条については、申請した漁協から要件を満たすことを証する書面を提出していただいておりますので、内容について県が事前に確認しており、申請者が17条の要件を満たしているということも事前に確認しております。

よって、区画漁業権の個別漁業権の申請についても申請者のとおりに免許申請をさせていただきたいと考えております。

今回、漁業権の免許について、申請者に対して免許をする際に委員会に意見を聴くものとされておりますので、皆様には御審議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

小林会長：ただいま事務局からの説明がありましたが、何か御質問ございませんか。

東村委員：2点、教えていただきたいことがございます。

資料1に出てくる1の共同漁業権（団体漁業権）の適格性のうちのBについて、もう少しかみ砕いた説明をしていただけると大変ありがたいのでお願いします。

もう1点は、適格性を満たしていても知事は漁業権免許を与えないということが可能なのか。適格性以外の理由で申請者に免許しない、ということも在りうるのか。

事務局：質問ありがとうございます。

まず1つ目、共同漁業権の適格性について、72条の第2項のBの条、「その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の2/3以上であること」ということで、両方とも同じようなことを言っているような文章に見えますが、一番初めは「その組合員のうち」と書いてあり、分子に当たる部分が1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数、これが組合員の世帯数になっていまして、次に分母に当たる部分が「関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数」ということで、関係地区の組合員の数と組合員以外で沿岸漁業を営む者の数の総数となります。実際には組合員以外で沿岸漁業を営む者は少ないことから、分子と分母が同数になることが多いです。

東村委員：私は了解しました。

恐らく法律が想定しているのは、別に漁協に属さなくても漁業はできるが、今回の団体漁業権の適格性を見るためには、組合員でない漁業者が多い場合にそのうち3分の2が組合員であれば適格性を有するが、組合員以外の漁業者のほうが圧倒的に多いという状況であれば、それは適格性を有しませんよと。よろしいでしょうか。

事務局：東村委員のおっしゃるとおりです。その地区の組合員以外で沿岸漁業を営む人の数のほうが多かったら、それは組合に免許する適格性には該当しないという考え方で間違いないです。

東村委員：ありがとうございます。

事務局：それと、もう一つ質問いただいた件について、まず、免許すべき者をどう決定するかということが、漁業法の73条に書いてあり、73条の条文をそのまま読ませていただきますが、「都道府県知事は、第64条第6項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第71条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。」と書いてあります。

東村委員：ありがとうございました。恐らく基本的なことを伺ったと思いますが、どうもありがとうございます。

小林会長：何かほかにございませんか。

木邑委員：ちょっと簡単なことなんやけど、4ページの河野村。5番はこれでいいが、6、7、8の住所が違っていますので。「南越前町河野」になっていなければならないのを「河野村甲楽城」とかになっていますので、これを直してもらわな

いといけない。

事務局：大変失礼いたしました。水産課のほうで確認していただきます。

小林会長：ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

小林会長：それでは、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申すること
でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

それでは、次の諮問事項について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、諮問事項の２つ目、第８次栽培漁業基本計画の策定について、事
務局から説明させていただきます。

まず、資料２－１を御覧ください。

今回の水産動物の種苗の生産および放流並びに水産動物の育成に関する基本
計画についてということで、まず県のほうから諮問が届いておりますので、読
み上げさせていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

水産動物の種苗の生産および放流並びに水産動物の育成に関する基本計画に
ついて（諮問）。

みだしのことについて、沿岸漁場整備開発法（昭和４９年法律第４９号）第
７条の２第１項の規定に基づき別紙のとおり基本計画を策定したいので、同条
同項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

諮問の内容については、水産課の職員から具体的に説明をさせていただきます。

事務局：それでは、計画につきまして水産課から御説明をさせていただきます。

本計画は、国の第８次栽培漁業基本方針を踏まえて作成するものであり、昨
年７月から作業を進めておりました。令和５年３月２９日の委員会におきまし
て案の概要を報告させていただき、その際には漁業者の意見をよく聞いてほし
いと御意見をいただきました。その後、４月から５月に漁業者と漁協等の関
係者の意見の聴取を経まして、今回、最終案を作成しております。

この最終案につきまして本委員会の御意見をお聞きしたいと思い、諮問いた
します。

漁業者等の関係者からいただいた御意見に対し県の考えを整理しまして作成
した計画（案）が資料２－２になります。また、主な点について概要を記載し
ているのが資料２－３となっております。資料２－３に沿って御説明させてい
ただき、併せて資料２－２も御覧いただけたらと思います。

この計画は国の基本方針と調和する内容とする必要がありますので、方針期間が令和4年度から令和8年度ということでもありますので、本計画の目標年度は令和8年度としております。

また、資料2-2の1ページに指針を記載していますが、この内容につきましても国の方針を踏まえまして、1つ目のところには資源管理等の一体的な取組の推進、また2つ目の種苗生産のところも他府県との連携、検討などをして種苗生産体制の構築、また3つ目のところには放流効果に基づく効果的な栽培漁業の推進などを指針の中に記載しております。

次に、種苗の生産、放流、育成を推進する水産動物についてですが、放流推進種、養殖推進種に分けて記載させていただいております。資料2-2では2ページに記載させていただいております。

この魚種は、県において種苗生産事業または試験研究や技術開発事業として取り組んでいる魚種を記載しており、県で生産する種苗だけでなく県外から購入している魚種、また研究開発段階の魚種も含めて挙げております。また、福井県の増養殖のさらなる推進を図っていくために、これまでの海面の放流魚種に加えて養殖関係魚種及び内水面関係魚種も扱うこととし、記載しております。

この魚種に対して関係者からの意見照会では、ヒラメ、アワビ、サザエ、ナマコ、アカアマダイ、アカガイの放流を継続してほしいとの御意見がございました。その中でアカガイについて、現在は水質浄化の漁場環境保全を目的として放流されておりますので、栽培漁業や養殖目的ではない放流であることから、この計画の対象とはしておりません。その他の魚種につきましては放流推進種として記載をしております。

また、放流種としてウスメバル、キジハタ、メダイ、アナゴ、養殖種としてサクラマスとアカモク、また種苗生産としてタコをとの御意見もございました。県のここに記載している取り組む推進種の選定につきましては、地区ですとか数ですとか要望数や波及効果等に加えまして、さらに種苗生産は施設の状況等も勘案して選定をしております。

今回御意見のあった魚種につきましては、その要望ですとか効果等を整理する必要がありますが、この計画の推進種には追加はしておりません。ただ、今後また漁協ですとか関係団体の御意見を聞きながら、次期計画見直しなどの検討をしてまた考えていきたいと思っております。

次に、放流数量の目標及び各魚種の技術開発等の方向性について御説明させていただきます。

放流数量の目標は、資料2-2の2から3ページ、各魚種の方向性につきましては5から7ページに記載させていただいております。その中で、本計画の目標年度の令和8年度までに現状から放流数量に変更がある魚種ですとか関係

者への意見照会時に御意見のあった魚種など、主な魚種について資料2-3に抜粋して記載させていただいております。

2-3に記載の魚種について説明をさせていただきます。

まず、県で種苗生産をしている放流種について、ヒラメは、魚価の低迷により刺し網等を中心に従事者が減少している現状を踏まえまして、それに伴い要望も減っております。そのため受益に見合う規模に見直すこととし、放流数量を11万5,000尾から6万5,000尾に縮小する方向としております。また、それにあわせて県における生産数も減少の方向で、直接放流用の大型サイズの種苗の割合、数が増加する方向となっております。

次に、アユについて、放流数量については現状維持ということで変更はございませんが、県で生産する種苗サイズの大型化の要望がありまして、意見照会時にも中間育成用は0.6グラム以上、直接放流用は7グラム以上とサイズを大きくしてはどうかという御意見がございました。大型化するには生産施設の規模やコストが課題となります。また、一部では現在の大きさの種苗、小型種苗の要望もございますので、本計画における種苗の大きさの記載は0.5グラム以上、7グラム以上という記載のままでしております。ただ、大型化の要望を踏まえまして、大型種苗を増産できる生産体制を目指す方向としております。

次に、アカウニについては、嶺南地域を中心に要望が高く、現在、種苗生産技術開発事業を実施してきました。令和5年度で技術開発は終了し、6年度からは種苗生産事業を開始する方向です。そこで段階的に生産数を増やし、令和8年度には5万個の放流を目標としております。

次に、バフンウニについて、これまで放流用種苗としての要望に限られておりましたが、近年は陸上養殖用として主に嶺北地域で要望があります。そこで養殖用としても提供することとし、放流用以外に養殖推進種にも追加しております。ただ、県の施設での生産数につきまして限界もあることから、放流としての目標は12万個から7万5,000個への減少としております。

次に、2-3の資料、裏面に参りまして、マナマコについてです。

マナマコについては、増産、安定供給をしてほしいという御要望がございました。現在、県で生産をしているのですが、生産規模として増やすには厳しい状況であり、生産放流数量は現状維持とさせていただいています。しかし、増産要望ということが強い種苗ですので、方向性としましては増産手法について検討を進めていくこととしております。

次に、ここからは県以外、県外産の種苗を用いた放流魚種についてですが、まずアカアマダイについては、関係者からの御意見として、県における種苗生産をしてほしいと御要望がございました。現在、アカアマダイは、放流の際に標識をして放流されておりますが、そういった放流効果ですとか費用対効果を

検証した上で、今後方向性を決めていくこととしております。また、費用対効果を勘案した上で、県での種苗生産の必要性の有無もその中で含めて検討していく方向でおります。

次に、ワカサギについてですが、ワカサギについては発眼卵による放流数量を目標としております。関係者からの御意見といたしまして、発眼卵の入手が難しい現状のため、他の方法による放流方法などの検討を方向性として考えてはどうかとの御意見がありました。ワカサギについては、現在、県において令和6年度まで研究事業を実施しております、その中で効果的な手法の開発を検討しております。その研究結果を踏まえて今後の放流方法とかを決めていきたい、検討していきたいと考えております。研究中でございますので、本計画策定の期間においては現状の発眼卵のままの放流数として記載をさせていただいております。

次に、クロアワビについては、放流数量の変更はございません。16万個という現状維持のままですが、関係者からの方から種苗の安定供給、県による種苗生産をしてほしいという御意見、御要望がございました。現在の県の施設ではアワビの種苗生産事業を増やすことは難しい状況ですが、クロアワビへの要望が強いことは認識をしており、種苗を安定的に供給できるように本県以外の施設等と連携して、県産の母貝による生産委託により安定供給をしていけるように方向性としては考えております。

概要資料につきましては放流推進種、放流数量とかを中心に記載させていただきましたが、関係者からの御意見として、養殖推進種につきましては、イワガキについて御意見がございました。

イワガキについては、資料2-2の6ページのほうに方向性を記載させていただいております。

現在、県においてイワガキのブランド化を進めております。嶺南地域を中心に試験養殖等も進められております。そのため、種苗の安定供給についての御要望、御意見がございました。県としては種苗生産技術開発事業を現在実施中で、種苗生産技術が開発された後につきましては、量産化に向けて取り組んでいき、安定的に種苗を提供できるような体制を構築していきたいと考えております。

以上が期間中での放流数量等の変更がある魚種または関係者の方から御意見等があった魚種につきましての説明となります。そのほかの魚種につきましては特に現状と変更等ございませんので、資料を御覧いただき、説明を省略させていただけたらと思います。

資料2-2に、先ほど申し上げましたとおり、方向性につきましては5~7ページ、放流推進種、養殖推進種に分けて記載をさせていただいておりますの

で、御確認いただけたらと思います。

最後に、今後の策定スケジュールの説明をさせていただきます。

昨年7月から作業を進めておりました本計画につきまして、先ほどもお話しさせていただいたとおり、3月29日に委員会で概要を説明させていただいた後に、4月から5月には沿海と内水面も含めまして漁協、漁連、あと海水養魚協会に意見聴取をさせていただいております。この意見の下に7月に水産振興戦略会議において、県の考え方を整理し報告し、そして本日の本委員会において諮問をさせていただいている次第です。今後、またこの委員会での御意見をいただき、答申をいただいた上で計画の策定ということになります。

策定しました計画につきましては、漁協ですとか関係機関への送付による御報告ですとか県のホームページへの掲載により公表を予定しております。

以上、簡単ではございますが、本日の説明を終わらせていただきます。御意見のほどよろしくお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問はございませんか。何かございませんか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、諮問事項については以上といたします。

それでは続いて、協議事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、協議事項の1つ目、令和5年度北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議への要望提出について事務局から説明をさせていただきます。

資料は、右肩に「資料3」、続いて「資料3-2」と記載された資料となっております。資料の不足等ございましたら御連絡をお願いいたします。

それでは、説明いたします。

資料3を御覧ください。

今回の協議では、令和5年度4県5海区漁業調整委員会会長会議に提出する福井海区からの要望内容について協議をいただくこととなりますが、まず今回の委員会で提出した要望事項の調整過程について簡単に説明をさせていただきます。

まず、各海区漁業調整委員会において、各海区からの要望内容について検討を行います。次に、各海区で取りまとめた要望について、新潟、佐渡、富山、石川、福井の各海区で構成される4県5海区漁業調整委員会の会長会議においてさらに取りまとめを行います。この際、同じような意見については一つの提案事項として集約されます。集約された提案事項は、次の日本海ブロック会議

に提出し、さらにはほかの提案と集約した形で、最終的に東京で開催される通常総会を通じて水産庁へ提案要望が提出されることとなります。

今回の具体的な流れについてですが、令和5年9月7日に4県5海区漁業調整委員会が開催されます。この会議には小林会長と事務局で参加させていただく予定をしております。その後、10月12日から13日にかけて日本海ブロック会議の開催、その後少し期間が空きまして、令和6年5月頃に通常総会の開催を経まして要望が水産庁に提出されることとなります。つまり、今回の提案要望については、来年に水産庁に提出される要望となっております。

ちなみに参考としてですが、昨年度に提出した要望は、今年、令和5年7月11日に水産庁へ要望されておりますので、今後、全漁調連によって要望の結果が取りまとめ終わりましたら、皆様へ報告という形で情報共有をさせていただく予定をしております。

続いて、福井海区からの要望内容の説明に移らせていただきます。

資料3-2を御覧ください。

こちらの内容については、委員の皆様には事前に要望の内容をファクス及び郵送で送付させていただいておりますが、今回協議させていただく要望については、議題ごとに、提案理由、提案要望について記載しております。また、資料内の赤い文字については、昨年度の提出要望からの追記内容となっております。

それではまず1つ目、沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について説明させていただきます。

提案理由としましては、大中型まき網漁業と沿岸漁業では資源の活用状況が異なることから、大量漁獲による資源の減少や魚価の大幅な低下などが引き起こされる可能性があり、沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整については継続的に要望していく必要があります。

また、他県の事例にはなりますが、沿岸漁業者とまき網漁業者の間で現場においてトラブルがあったということから、互いに漁船や漁場の位置について把握しておくことができるよう、福井県の現場でも同様の事例が発生しないよう、事前に水産庁へ要望を進めていくことが重要になるかと考えております。

そこで、福井海区からは次のように要望することを検討しております。この2番については今年度から新たに要望する内容となっております。

まず1つ目、大中型まき網漁業と沿岸漁業の調整について、協議の場を設定し、当事者間の漁場利用に係る合意形成に向けて積極的な指導・調整を今後も継続して行うこと。

2つ目、大中型まき網漁業者に対し、安全確保のため、沿岸域で航行・操業する際はAIS（船舶自動識別装置）を作動させ、事故防止・安全航行に努め

ること。

続いて、議題2つ目の説明に移ります。

資料2ページ目を御覧ください。

2つ目は、ミニボート利用者の海難事故と漁業被害の防止についてになります。

皆様、漁業者で御存じかとは思いますが、ミニボートの操業には小型船舶操縦士免許が不要であるため、誰にでも利用できるという入り口の広さから、利用者には、海の基本的なルールだけではなく、気象や海象の影響を受けやすいという情報すら知らないという人も多いため、過去に実施した海難実態調査の結果からそのことも裏づけられているという結果が出ています。また、福井県においてもミニボートをめぐる事故も多く発生してしまっていて、海保や漁業者の方が救助活動を行っている情報というのも多々あります。

このように、事故が発生した際の救助活動については、多くを漁業者が負担している状況にありますが、ミニボートの利用者が保険に加入している方は少ないため、救助している漁業者への補償は十分とは言えない状況にあります。また、漁船が航行するような漁港区域におけるミニボートの操業も多く見られることから、漁業者とミニボートの利用者におけるトラブルを事前に防ぐ対策及びミニボートの利用者が基礎的な知識について身につけることができる機会の確保が重要になると考えられています。

そこで、漁船とミニボートの衝突等の危険やトラブルを回避するために、次のように要望することを検討しております。

1つ目、海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限および夜間航行を禁止すること。

2つ目、ミニボート利用者への保険加入を促進し、漁業操業を妨害した場合や救難活動を行った場合の損害を補填する体制を構築すること。

3つ目、ミニボートの安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印となる標旗及びレーダー反射板をある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること。

4つ目、ミニボート購入者に対する安全講習会受講を義務づけるとともに、資源管理や安全航行に関する意識啓発を効率的に行えるよう、ミニボート所有者の組織化を図る等、新たな対策を検討するよう国土交通省へ働きかけること。

この3つ目と4つ目については、今年度からの追記事項となっております。

続いて、3つ目の議題について説明させていただきます。

資料3ページを御覧ください。

議題としては、外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保についてとなります。

提案理由としましては、本県の漁業者もホッコクアカエビの好漁場として活用している大和堆ですが、平成29年以降、本県漁業者を含む日本漁船が北朝

鮮のものと思われる漁船の違法操業に遭遇するようになり、違法な漁場の占有並びに無謀操業が相次ぐような状況となっております。また、暫定水域においても、韓国あるいは中国漁船による違法または無許可操業のほか、放置漁具により我が国の底びき網漁業等の操業に支障が生じております。

ついては、日本漁船が安全に操業することができるよう、外国漁船との調整について次のように要望することを検討しております。

1つ目、大和堆をはじめとした日本海の我が国排他的経済水域内において繰り返される、外国漁船による違法操業を未然に防ぐため、海上保安庁と水産庁とが連携して厳正な取締りを継続し、我が国漁船の操業の安全を確保すること。

2つ目、大和堆の日韓暫定水域において、放置漁具による漁場の荒廃を防ぎ、安心した操業を継続するため、海底清掃に係る民間合意が滞らないよう、国が積極的に関与すること。

3つ目、海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業の強化に継続して努めること。

最後に、議題4つ目の説明をさせていただきます。

資料4ページを御覧ください。

議題は、クロマグロの資源管理についてとなります。

提案理由としましては、太平洋クロマグロの資源管理は、平成27年から数量管理が導入され、後に平成30年から現在まで、TAC法に基づいて厳格な漁獲可能量の管理が実施されています。

本県におけるクロマグロ資源の漁獲は主に定置漁業によるものですが、定置漁業ではクロマグロのほかにも多様な魚種を対象としているため、操業を継続しながら漁獲枠を遵守するということが極めて困難な状況にあります。

現在、国が進めている定置網に入網したクロマグロの選別・放流技術の開発というのは対象が小型魚であり、現場において放流が困難である大型魚については選別・放流技術の開発が不十分であるとともに、地域により操業形態が異なることから、国が開発した技術が必ずしも対応できないという実情もあることで、魚体の大小や地域事情に応じた技術の開発が強く望まれております。

ついては、定置漁業の漁業経営と地域経済への影響を緩和するため、次の要望を提案することを検討しております。

1つ目、定置漁業の操業を継続しながら数量管理ができるよう、クロマグロの選別・放流技術の確立について継続して努めること。

2つ目、定置漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網へ柔軟に対応できるように、留保枠の有効活用や沿岸漁業への配分について配慮すること。

事務局から提案要望についての説明は以上とさせていただきます。御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問はございませんか。

木邑委員：ミニボートの件ですが、免許を取って、教育を受けて、安全を守ることとは書けないのか、もうちょっときつく出たほうがいいのではないか。これが一番トラブル。きちっとした教育を受けて安全操業をすることという、こういうことを文言に入れられないのですか。

事務局：そうですね。事務局としても現場で結構問題になっているのはミニボートの話題かなというところで、今回このミニボートに関する要望について追記のほうを結構行っているところではあります。今回の追記の中でミニボート購入者に対する安全講習会を義務づけるということで、全員に対してそういった安全管理の周知を行っていただきたいというような要望をさせていただきたいと事務局のほうでは考えております。

木邑委員：そんなもの義務づけるといったって、受けなくてもどうでもなる。免許証を必要にするということを書かないといけない。安全講習を受けるだけで、受けなかったらそれまでのことなので。

森委員：今日び、キックボードでも免許が何とかといって。

高橋委員：連帯責任にすればいいんや。一隻でも違反したら全部。

木邑委員：それで何かあると船が出ていって助けなければいけない。助けてやったってお礼一つ言われぬ。

森委員：当たり前だという顔している。

森委員：助けていって、当たり前やと。ありがとうございます、それで終わり。あほくさくて嫌になった。

高橋委員：ミニボートも小型船舶みたいに免許制にしない限り、絶対解決できない。それを要望事項にうたっていかなければいけない。

木邑委員：そうしないと、いつまでたっても同じこと。

森委員：死んでしまうぞ。

事務局：おっしゃるとおりだと思います、実情は。ミニボートが解禁されたときに、県とか海区調整委員会から要望で、その辺について厳格にしてくれという話を要望として出していた時代もありました。それに対しては、国土交通省が自ら、小泉内閣のときの規制緩和の一環として、従来免許が必要だったものをこういう小型のものに限って無免許でいいというふうな緩和した経緯があつて、それについて国のほうが方針転換をするのは難しいというのは、かなり国交省とか、それから海上保安庁にも話をしましたが、その辺の対応は難しいと言われて、では現実的などころでは何かということで、今のような要望の内容が変わってきたという経緯があります。

しかし、現状として、やはり非常に悪化しているということであれば、免許の義務化についての要望というのは取りあえず4県5海区のほうに上げさせて

いただくということは可能かなと思っていますので、そのように直して上げさせていただきますというふうに思います。

文面のほうは、こちらにお任せいただいてよろしいでしょうか。

木邑委員：規制緩和撤回というわけにいかんのや。

事務局：国交省が自ら規制緩和路線で自分から行ったわけですが。外圧でなったわけではなく自ら緩和すると言った手前、それを引っ込めるとするのは確かに難しいという状況です。

森委員：だけど、悪いことになっていくのをやめるのが普通。

木邑委員：時代に合わせていかなければいけない。

木邑委員：もう一つ聞きたいのは、漁業協同組合というのは何も権限がないのか。というのは、船を下ろさせてくれとか、船揚げ場のところから船を下ろさせてくれとよく電話がかかってくる。組合員でない者は駄目ですと、はっきりと断るが、そうすると文句を言って、さっきも出たように、税金で造ったものだろうと。こっちだって負担金も払っているし、個人個人の財産がそこにある。船もあるし、タコつぼやら刺し網が沢山置いてあるから駄目だと言うと納得してくれてはいるが、何とかそれも漁業協同組合にもうちょっと何か権限がないのかなと思って。南越前町や県が言ってきて、それはいけないのでこうしてくださいと。こっちは黙って下りないといけない。これらもうちょっと考えてほしいなと思って。

事務局：それもずっと前から同じような、県全域でそういう問題が出ておまして、県としても非常に悩ましいなというふうに。基本的に漁港の利用については、漁業者だけに限定するということはできないというのが今の状況です。

木邑委員：百姓は田んぼを進入禁止にしているのに。

事務局：それは公的なお金が入って整備しているので。優先的には、漁業者が優先的に使う。それ以外のところについては、一般の方も禁止というようなことはできずに使うことができるというのが今の法律上の解釈なので、そうせざるを得ないということです。

本当に漁船の運航とか漁業に影響が出るという理由があるのであれば、その部分については制限をしてもいいということなので、単純な上げ下ろしみたいなものを全面的に禁止するということはできませんが、ここについてはとか、この時間的については漁業で使うので、それはやめてくれということは言えると思います。でも、そこまでです。もし対応がややこしいケースがあれば、水産課の漁港グループのほうに具体的にお知らせいただければ、対応については相談に乗らせていただきます。

木邑委員：ほとんど漁業協同組合に文句は言ってこない。あいつらも分かっている。ちゃんと町や県のほうへ文句を言っていだけで。こっちも言われたら県や町へ

言えばいいと。それで終わり。

常廣委員：福井港でもありますよね、福井新港で。軽トラにそういった装置をつけたもの、僕が発着しているところだけでも何十台、何十隻もいます。軽トラにそういった装備をつけて、勝手に岸壁のほうから下ろせるような装備がついている軽トラックが市販されている。そういうので岸壁でもどこでも上げ下げをしています。それはどうしようもない。

事務局：そうですね。港湾のほうの動きがどうなっているかというのは、はっきりは分からないですけれども、恐らく本来の上げ下ろしみたいなものに障害のないところであれば、一般の方がやっても恐らく問題ないのではないかなというふうには思います。

常廣委員：でも、僕らが停めさせてもらっているところは関係者以外立入禁止となっています。港湾関係者以外は立入禁止。一般の釣り客も、そんな言い方をするとあれですけれども、釣り客の方も出入りされるわけです。その区別はしようがない。それで港湾関係者でない方も自由に出入りしているというのが現状なので。

事務局：全面的に漁港なんかでもチェーンを張ったりして立入禁止と書いているところはありますが、法的に言いますとそこまではできないというのが現状です。恐らく港湾もそういう扱いだというふうに思っていて、立ち入ると危険性がある場所ですとか、そこでやっている本来の業務に障害が出るようなところは部分的に立入禁止にはできるかとは思いますが、全面的に禁止は恐らくできない。

常廣委員：破損とか不法投棄であるとか、こういうことも追加しても問題が出てくるのですが、そういったものに関しては、以前お話ししたときには、どうしようもないので、通報してほしいという意見があったが、通報するにしてもお役所は週末休みなのでどうしようもないじゃないかという話はしたことがあったが、問題解決には至らないのかなと。

事務局：そうですね。同じような理屈で、どこまで制限できるかというところの話ですけど、全面的には難しいというのが現状です。

常廣委員：分かりました。

平野委員：1ついいかな。最近危険な防波堤の先端やテトラを入れてあるところでLEDのライトつけて、テトラの中を行ったり来たりする遊漁者がいる。中にはLEDの赤いランプを付けており、そうすると見通し線が分からないようになってしまう。港の入り口や沖の瀬のような灯台が立っているところで赤いライトが動くと船舶にとって非常に危険である。なぜ防波堤先端で赤いランプを使用しているのかと注意したこともある。

丘の赤いランプを見通し線として沖の瀬を判断しているため、付近に動く赤

いライトがあると迷ってしまう。

それと最近、LEDが明る過ぎて、LEDのヘッドライトを港の入り口などで点けていると事故の元になる。やっぱり危険な場所は危険な場所で、立入禁止にしてもらわないと具合が悪い。

小林会長：光量もパワーアップしていて明るい。

平野委員：明るい。最近の和布の灯台らでも、丘の灯のほうが明るくて灯台が見えない。

灯台がぱっぱっと小さいのでついてはいるが、丘の宿舎の上の外灯なんかは明るくて何も分からない。LEDになるのはいいけど、帰ってくる時は機械が壊れたらどうやって帰ればいいのか困ってしまう。

小林会長：3キロの電力で6キロほど出るパワーで今やっている。そんなばかな話はない。

平野委員：恐ろしい。どっちを信用していいか分からない。灯台の灯はそれに対して小さいため心配。

事務局：防波堤の先端部分の立入り制限については、たしか危険な場所については金網を張っているような、敦賀はあったように思う。

なので、できないことはないと思うため、その辺はまた、漁港部局のほうに情報を流しますので、そっちのほうで話をしていただければ。

平野委員：本人が危険というより、船の出入りのための危険が出てきた。

事務局：ライトの規制のほうは、赤色灯の陸上使用まで制限しているかどうかというのはちょっと分からない。なので、それは保安部辺りに機会があったら確認してみますので。

平野委員：何人かいる。

事務局：光の強さというのではないと思うが、赤色灯をそういうところで使っていいとか使ってよくないとか、多分、海上は制限されていると思いますので、そういったものが陸上でも適用されるかどうかというのは保安部のほうに確認してみたいと思います。

以上です。

小林会長：分かりましたか。

平野委員：お願いします。

小林会長：ちょっと1つ聞きたい、ユーチューブをやっているものがうちに1人いるが、船を買って、魚を取って勝手に売ってもいいのか。組合を通さず自分で商売している。

事務局：自家販売ですね。

小林会長：自家販売です。

事務局：自家販売というのは禁止されておられませんので。

小林会長：だけどユーチューブでばんばんやっている。名前を言ってもいいけれども。

それをやっているのを見てたでどうなのかと。

森委員：食品衛生法で引っかからないか。

小林会長：引っかかるのか。水産課でも来ていると思う。ハッタというユーチューブの。

森委員：商売の何かで引っかかるのでないか。何とか販売許可証とか何かあるのでは
いか。魚を売るには。

小林会長：日本中が今こんなになってしまって相当な話になる。

事務局：個人で販売しても相手が許可を持っていればよい。

小林会長：それが聞きたい。それが起こったらどうもならないので。

常廣委員：漁師さんでなくても一般人がプレジャーボートで中央市場に卸しています
よね。

事務局：市場に卸すのはできます。それから、たしか県外の方で、小浜で釣った魚を
京都に持って行って料理屋さんで直接売っているというケースも聞いたことが
ありますので、そこについては、多分規模が大きくなってくると制限がかかっ
てくるだろうが、個人販売でやっている分については恐らく規制はないという
ふうに思います。

小林会長：しかし、衛生管理法は引っかかってこないのか。

森委員：料理したら衛生管理に……。

高橋委員：魚売るだけなら関係ない。

森委員：食品衛生法に引っかかる。知らんけれども。

常廣委員：増えましたよね、そういう方。

事務局：そうですか。

常廣委員：ええ。結構増えましたね。

事務局：遊漁者の方でも結構……。

常廣委員：極端な話、今マグロは規制がかかっていますけれども、マグロ釣りにきまし
た。それを自分のところで経営しているとか、関連のところに直接卸すと。分
からないです、こちらでも。そういう方は結構増えました。

小林会長：おかしな話、10年前から水産は30%あったものが15%に落ちたって。

それは落ちるはず。日本中がそういうことをして、15%水産物が落ちるのは
目に見えている。

森委員：値段も下がるし。

小林会長：そんなばかな日本のやり方はいけない。

木邑委員：規制緩和をし過ぎ。

小林会長：本当におかしい。我々もそういう組織の中で操業しているのに、勝手にそん
なことをやられていたら。ある程度は遊びは遊びでいい。またいろんなやり方
を、国も海業という言葉で盛んに言っているけれども海業の中でも縛りをかけ
て、遊びと本業と、いろんなあれをするのならいいけど、何もかも一緒にやっ

たって通らないのではないかなと私は思う。それはみんな、また個人の意見も変わってくると思うが、何かちょっとおかしい。本当に日本はおかしい。水産庁へ行ってこれ言っても、「また一遍考えておきます」で終わる。上へ言ったら上で怒られるから、そんなあれで終わる。歩くだけ損や、あんなところ。

濱出委員：外国船のかごを揚げに行った。取り切れない。石川県は全然やってない。石川県は何でやってないのかと聞いたら、水揚げしたほうが金になると。三国の場合は休漁時にやっている。そうすると相当の差額がある。今年も行かなかった、三国は。19 トンは。行かなかったはず。あまりにも仕事は一緒なことさせて、航海中は燃料代が要るから、それは仕方ない。だけど仕事の内容は同じことをしているので、もう少し小さい船も金額を上げてもらわないと。

石川県の漁場を我々が清掃している。そして取り切れん。石川県にもそういう金額は出して、清掃するようにしてもらわないと、三国だけで取っても、清掃した後に行っても網が通らない。

小林会長：置きっ放しにするのがどうかしている。

濱出委員：毎年何千個、何百個と取ってくる。

小林会長：何にしても、福井で議論しても通る話でない。

事務局：3番目に、そういう意見を踏まえて、項目としては書かせていただいております。具体的には今のような中身を上のほうに説明していきたい。

濱出委員：もう少し船を増やしてやらないと取り残しがある。そこへ行って漁をすると網がみんな大破している。

事務局：今のは、操業と比べて、操業のほうがもうかるという話は、19 トン型に限った話ですか。石川県は19 トン型しかいないので。

濱出委員：あまりにもコストが低いので、操業したほうがいいと言っている。

事務局：三国の場合も19 トン型は操業したほうがもうかるという話ですか。

濱出委員：7月、8月はしょうがない。あまりにも差額が大きいのでやめる。1週間も操業しない。そんな危険なところへ行かれんと。今年は2隻やめた。

事務局：2隻は大和堆に海底清掃に行かないということですよ。行かずに、その時期は何をされているのですか。

濱出委員：その時期は海底耕耘。近場の。6月は操業。大きい船でも普通の日の水揚げよりも、はるかにオーバーに大和堆へかごを揚げに行くともらえる。これはおかしいのではないか。

事務局：大和堆へ行ったほうが実入りは多いということですか。

濱出委員：そういうことや。水揚げで調整すればいいんやけど、船のトン数で調整するから。

小林会長：トン数でやるのか。トン数のほうで金が高い。

事務局：単価が違うということですよ。19 トン型は割に合わないということですよ。

か。

濱出委員：そうです。

事務局：そうすると、19トン型の単価をもっと上げてほしいという要望ですか。

濱出委員：そうすれば石川県も……。

事務局：海底清掃に行くということですね。そうすると、残された漁具ももっとたくさん回収できますよという内容で要望すればいいということですね。分かりました。小型船のやつをもうちょっと上げてもらわないと割に合わないということ。

小林会長：ほかに何かございませんか。なければ、次に行きたいと思えますけどいいですか。

（「はい」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、次の協議事項についてお願いいたします。

事務局：それでは、協議事項の2つ目、委員会指示の発令について説明したいと思います。

委員会指示の発令については3つございます。1つずつ行きたいと思えます。

説明に用いる資料は資料4-1です。委員会指示第5-2号（第30-7号の見直し更新）についてという資料になります。

1ページ目を御覧ください。

こちら、定置漁業権に基づく大型定置の操業に支障を与えるような行為を制限するため、大型定置漁具周辺に保護区域を設定する委員会指示になります。

大型定置の操業を妨害するような行為に対しては、漁業権侵害により対抗することが可能ですが、漁業権の設定区域は、漁具を敷設することを前提とした必要最低限の区域しか設定されておりません。そのため、定置の周辺に保護区域を設定し、操業に支障があるような行為に対して制限するという委員会指示になります。

発令のポイントですが、現在の委員会指示第30-7号については、現行の漁業権の期間満了に伴い8月31日で失効することとなっています。そのため、9月1日以降は、先ほど答申いただいた新しい漁業権に対応した委員会指示が必要となります。

福井県の定置漁業協会から大型定置漁業者の意向を取りまとめて要望が出てきております。要望については36カ統から出されており、保護区域は現在の委員会指示と同じ内容となっております。また、今回の保護区域の設定については、定置が入っている場所の共同漁業権者の地元の漁業協同組合の同意が全て得られております。

なお、指示の有効期間は、次期漁業権免許の存続期間と合わせて、令和5年

9月1日から令和10年8月31日までと考えております。

それでは、1ページめくりまして2ページ目ですけれども、こちらが保護区域の簡略したイメージ図となっており、指示文中で保護区域の沖側、左側、右側という言葉があるのですけれども、それを図示したものとなっております。

新旧対照表、3ページのところですが、漁業法が改正されたこともあり、引用条文の数字を変更するということと、定置の漁業権については、1つ定置網で今回設定がなくなったことから、1つ繰り上がるような番号となっておりますので、その番号を対応させたということになっております。中身についての変更はございません。

保護区域を設定する委員会指示第5-2号を発令することについて御協議いただきたいと思っております。1つずつ行きたいと思っております。よろしく申し上げます。

小林会長：ただいま事務局の説明がありました。何か御質問ございませんか。

小西委員：特に冬場、秋口、9月、10月ぐらいになりますと、前回もちょっとお話しさせてもらいましたが、光を使った関係で、秋になるとアオリイカが産卵からだんだん沖合へ出ていくのですが、ちょうどその頃に遊漁船が定置の周りにいたりとかということで、ここ近年、二、三年ぐらい前から多々あり、それがユーチューブとかああいう中で出されているということがあって、ここで釣れましたとかいう、それによってお客さんを秋に特に乗せているというようなことも過去にあったものですから、2年ぐらい前から。証拠をつかもうという形でいろいろしたのですが、結局は現場をつかんでということになってくると、なかなか漁業者だけでは十分なこともできません。そして定置に関係しまして、うちらでも朝5時、6時ぐらいから操業のところもありますし、そうなるくと、それまでは無法地帯になっているのですね。

周りから見れば、あそこに灯がついているよというのは恐らく分かっていると思うのですが、県の監視船にしても昼間幾ら行っても何も関係ないので、できれば夜のうちにそういう現場、現状を一度把握していただければと思います。特にこういう委員会指示についても、積極的に出してもらうのは結構ですが、実際にどんな現状になっているか。前回も光力の話でさせてもらいましたが、LEDのワット数と現状の認められたやつはその規定内ですよと言うが、それがどのくらいの光かというのも漁業者には分からない。特に暗いところから明るいとこにそういう灯を見ると、特に明るく見える。その辺のことも今後の中で積極的にルールはつくっていただいても本当に守っていただけるかどうか、その辺のことが恐らく定置関係の人はみんなそう思っているはずですよ。その辺を特によろしく申し上げますということです。

以上です。

事務局：また、そういった状況を今聞きましたけれども、取締船のほうも夜にも動く

ようなことは検討して対応したいと思います。

森委員：定置の11から12、13と15か。これがないが、これは定置のほうに聞いて設定したのか。

事務局：そうです。

森委員：敦賀のほうは、何もしなかったということやね。

事務局：そうです。

森委員：分かりました。

小林会長：ほかに何かございませんか。何もないですか。

なければ、事務局から説明がありますので、事務局、お願いします。

事務局：それでは、引き続きまして、第30－8号（光力規制）の見直し更新を説明したいと思います。

資料は4－2になります。

それでは、資料1ページ目を御覧ください。

こちらの委員会指示ですが、福井県沿岸域の火光を利用した釣りの光力規制をする委員会指示になります。この火光利用を制限する委員会指示は、昭和49年の越前沖への発令以降、沿岸域でおおむね組合ごとで取決めがなされていた光力制限を一本化して委員会指示としたものです。

発令のポイントです。火光を利用した釣りでは、過度の漁獲につながり、沿岸の資源への影響が懸念されることや設備投資争いとなることから、引き続き制限をする必要があると考えております。このことから、有効期間の満了に伴う更新をしたいと考えております。更新に当たっては、法令改正に伴う引用条項等の変更、指示文中で引用している先ほどの定置漁業権漁場の保護区域に関する委員会指示の番号について変更します。

LEDの出力規制について説明します。前回更新時に、出力制限における光力とLED灯を使用した際の光力が同程度となるようにLED灯の規制を指示に加えています。しかし、LED灯の規制を行う前にLED灯を整備した船舶があることが判明し、指示遵守のため再整備を行うには多額の費用を要し経営を圧迫する懸念があることから、現在の委員会指示発令時に既にLED灯を整備していた船舶については従前の規制を適用することとなっています。LEDの発光効率は今後も技術開発により上がっており、今後さらに省電力のLED灯が出てくることが予想されます。過度に明るいLED灯を現認した際は設備等を確認し、実情に合わせ指示内容を見直すこととしたいと考えております。

有効期間は、定置の漁業権等に合わせて令和5年9月1日から令和10年8月31日までと考えております。

それでは、1ページめくりまして、2ページ目、3ページ目、4ページ目に新旧対照表としてつけておりますので御覧ください。

まず、2ページを御覧ください。

初めに、漁業法改正に伴う引用条項の変更をしています。第1の制限内容の文中については、引用している定置漁業権漁場の保護区域に関する委員会指示の更新に伴う変更をしています。

3ページを御覧ください。

ちょっと略で分かりにくいのですが、区分3のところになります。こちらは嶺南地区の20キロワットの制限海域、光力の合計の欄になりますが、福井県漁業調整規則の改正に伴う引用条項の変更、右側が現行で、左が今回の改正案になるのですが、右側のほうでは承認漁業等の取締りに関する省令というのがあり、こちらを法令改正でほかの省令に統合され、小型イカ釣り漁業の許可を受けた船舶は全て届出が必要であることは変わらないのですけれども、届出済証がなくなったということと、全て届出が必要なので、この文を削除しております。

次に、4ページを御覧ください。

こちらは附則として、令和2年の指示第2-1号として、福井海区漁業調整委員会に届け出た船舶のLED灯の光力は定格出力に3を乗じないものとするとしていたところを、指示第30-8号の発動の際、既にLED灯を船舶に整備し、福井海区漁業調整委員会に届け出ている船舶のLED灯については、これを改造または換装しない限り、光力は定格出力に3を乗じないものとするとしています。

次の5～7ページには指示第5-3号の案、8ページに保護区域の図をつけております。

火光を制限する委員会指示第5-3号を発令することについて、御協議のほどよろしくお願いします。

小林会長：ただいまの説明について、何か御質問ございませんか。

何もないようですので、次に、もう1件お願いいたします。

事務局：それでは、第3-9号（まきえ釣り）の見直し更新になります。

資料は4-3になります。資料の構成は先ほどと同じになります。

それでは、資料4-3の1ページ目を御覧ください。

まきえ釣りの委員会指示については、福井県漁業調整規則の改正に合わせて令和2年11月に1年間の期限で初めて発出し、現行の委員会指示の3-9号は令和3年11月に期間を3年間ということで更新したものになります。今回の更新は発令当初からは2回目の更新となります。

規制の考え方ですけれども、こちらを令和2年の発令当初から変えておらず、区域を特定して船舶を使用したまきえ釣りを規制することとしております。

区域の特定については、共同漁業権、区画漁業権、定置漁場、人口漁礁、沖

合海域に分けて整理しています。このうち、沖合海域、松出シ瀬については、別の委員会指示の対象としています。

また、まきえ釣りにおいては、漁業と遊漁の区別はしておりません。

発令のポイントです。今回の漁業権の免許更新に当たり、なくなった区画の第2号及び定置の第35号のところでまきえの制限をしていますが、漁業権の設定がありませんのでそれを削除したということと、次期漁業権免許、免許の番号もなくなったのに対して繰り上がったような形になっているので免許番号を対応させるということ。そのほか各漁協からは変更や追加はなく、現状どおりの要望となっております。

有効期間は、漁業権の免許、定置と区画の漁業権の存続期間に合わせて5年間、令和5年9月1日から10年8月31日までと考えております。

1ページめくりまして、2ページ目に漁協からの意見をまとめた整理表を載せております。

基本的には今説明したとおり、なくなったところを外して、それ以外は現状どおりということです。こちらは高浜漁協のところで、まきえの問題ではないが、先ほどの小西委員がおっしゃったのと同じ、集魚灯を定置の周りでたかると困るといようなことがありましたので、こちらはこの委員会指示も含め、委員会指示発令の際には、しっかりと沿岸漁業者だけでなく遊漁船業者、遊漁者等にも知らせるようなことで進めたいと思っております。

次に、3ページ目から5ページ目に新旧対照表を、6ページ目から8ページ目に指示の案文、9ページ目以降は制限する海域の図面、漁場の図となっております。

それでは、3ページのところで新旧対照表で変更点を少し説明したいと思います。

3ページの、こちら右側が現行の委員会指示で、左が今回更新したい案となっております。先ほど説明した以外に、修正を入れたいと1点思っており、第2のところ、共同漁業権の漁場で、表中の区分に応じて、「右欄の区域においては、船舶を使用した（磯渡しを含む）まきえ釣りを禁止する。」という文言について、具体的には福井市漁協の共同漁業権の中の沖の防波堤のところを制限する内容となっておりますが、「磯渡し」と書くと遊漁船業者に磯に渡してもらおうというようなイメージが多いかと思いますが、マイボートで渡る場合もあるかと思いますが、「磯渡し」という言葉を「磯渡し」にしたいと思っております。

次に、4ページを御覧ください。

こちらは先ほど説明した区画の2号がなくなったため削除と、あと番号を対応させたものとなっております。定置漁業権についても番号を繰り上げた形、

35号をなくしたのと番号を繰り上げた形となっております。

また、区域の文中のところで、現在は「保護区域が設けられていない大型定置」というのがありますが、大型定置というものの定義が不明瞭なので、「大型定置」でなく「定置漁業権漁場」という書き方に改めたいと思っております。

以上で説明を終わります。まきえ釣りの委員会指示について、協議のほどよろしく願いいたします。

小林会長：ただいま説明が終わりました。何か御質問ございませんか。

常廣委員：遊漁者に関してはどうなるのですか。

それと、まきえは、ちなみにどれくらいのことを、少しでもまきえだと思いが、そこら辺を県は把握されているのか。

事務局：遊漁者にも適応されますが、岸釣りについて規制はありません。船舶を使用したまきえ釣りですが、こちらは新旧対照表では分かりにくいと思いますが、6ページの案文のところにて全て、略していないものがあり、場所に限って制限しているということになります。共同漁業権の第2号、雄島漁協が免許者になっているところ、あと共第5号、6号、福井市漁協の免許される場所、共第8号、越廼漁協の免許される場所、あと、高浜についてはほかの定置網の周囲というような形で限定して設定しているというような形になりますので、それ以外のところでは船舶を使用しても使ってもいいということになります。

常廣委員：制限はないということですね。まきえ釣りに関する、1人100キロまこうが200キロまこうが制限はないということですね。

事務局：できるところの制限はない。

常廣委員：分かりました。

小林会長：ほかに何かございませんか。

後藤委員：この委員会指示については、これまでは割と期間を短く区切っていたところを、今回は5年にするということですが、漁業権免許はその期間に合わせてというところはあるんですけど、期間を長めに設定することに変更することになったところの理由だけ御説明いただければと思います。

事務局：発出当初、令和2年に初めて出したときは1年の期限で出しました。そのときにまた見直し、更新をしまして、そのときにも沿岸漁業者等からのトラブル等の意見も聞いていないということと、改正、もともと全面禁止だったところが基本的には解除されて、一部については駄目となったようなことだったので、釣り人からもその点、このところでしたという話も上がってきていませんでした。そして次の1年区切ったときの更新の際には、漁業権に合わせて3年間更新したというようなことになっております。

今回についても、その間、特に水産課のほうにも一般の方からも、まきえ釣

りの制限に関して特にこの海域で意見がなかったのと、漁業者からも今回特に現状どおりで変更等必要ないということでしたので、2回目の更新ということで、漁業権の期間と合わせてはどうかと思った次第です。

後藤委員：ありがとうございました。

小林会長：いいですか。

ほかにございませんか。

なければ、その他に行きたいと思いますけど、ほかに何かございませんか。

後藤委員：議事としては、この委員会指示3つ、更新を今ここで決定したということでもいいですか。

事務局：発出、これでさせていただきたいということですがけれども、それでよろしいでしょうか。

小林会長：それでは、何かほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

小林会長：なければ、今の件に関して委員会指示に出してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長：ありがとうございます。

それでは、なければ、以上をもちまして本日の委員会を終わらせていただきます。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。